

平成24年4月16日

お客様各位

宮城第一信用金庫

### 個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

個人向け国債を保有しているお客様は、満期前に中途換金する場合、中途換金時の換金金額が「額面金額＋経過利子相当額－中途換金調整額」となり、中途換金調整額をお支払いいただいております。

財務省では、個人向け国債（変動10年、固定5年、固定3年）の中途換金調整額の計算方法について、平成25年1月10日より下記のとおり変更することとしておりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の内容

変更前	変更後
直前2回分の各利子（税引前）相当額× <u>0.8</u>	直前2回分の各利子（税引前）相当額× <u>0.79685</u>

（注1）購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額（税引前）相当額が差引かれます。

（注2）特例による中途換金（第2期利子支払日前までの中途換金）の場合は、上記の計算方法と異なります。

#### 2. 変更の適用時期

平成25年1月10日に中途換金を行う（国が買い取る）分から適用されます。

なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

以上